

令和4年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和4年第4回東彼杵町議会定例会は、令和4年12月7日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	健康ほけん課長	氏福 達也 君
産業振興課長	楠本 信宏 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農業委員会事務局長	(楠本 信宏 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	岡木 徳人 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	森 英三朗 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	主任書記	山下 美華 君
--------	---------	------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	一般質問	
日程第2	議案第72号	東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第73号	特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第74号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第75号	東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第76号	東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第77号	公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて
日程第8	議案第78号	令和4年度東彼杵町一般会計補正予算(第6号)
日程第9	議案第79号	令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第10	議案第80号	令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第11	議案第81号	令和4年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第3号)

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 12 | 議案第 82 号 | 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 13 | 報告第 18 号 | 専決処分に関する報告について
（令和 2 年災千綿川災害復旧工事請負契約の変更について） |
| 日程第 14 | 報告第 19 号 | 専決処分に関する報告について
（東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更について） |
| 日程第 15 | 請願第 2 号 | 駄地郷町道の整備及びその周辺の樹木伐採請願書 |

6 散会

開 会（午前9時28分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。まずは、昨日の一般質問の積み残し分をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません、昨日の大石議員の回答がまだ残っておりましたので、建設課長に答弁させます。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

先日問い合わせをいただきました件につきまして、回答をさせていただきます。

まず、原材料支給12件の内容ということでございました。内容につきましては、側溝蓋設置が4か所、防草対策が3か所、側溝設置及び補修が2か所、排水路整備が1か所、路肩改良が1か所、計12か所となります。

続きまして、令和元年から令和3年度までの道路事業における決算を教えてくださいということだったので、その回答をさせていただきます。決算でございますので、繰越金額も入っております。

それでは、令和元年から言います。令和元年、1億6292万円。令和2年、8217万7000円。令和3年、3億2227万9000円。以上となっております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

はじめに、6番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

おはようございます。今日は、久しぶり、朝一番最初なので、ちょっと緊張しておりますけれど、よろしく願いいたします。

先日、2項目について出しておりましたことについて、この登壇での質問をいたします。

まず、最初に人事についてです。

今の世の中、私たちを取り巻く状況はますます悪くなっております。自然災害、紛争などで大変な思いをする人たちが大変増えています。このコロナの感染症で私たちの生活は大きく変わってきております。

ある調査によると、新型コロナウイルスが流行した影響で、対象者の半分以上が不安やうつ病を訴える人やアルコール、薬物の乱用、家庭内暴力、自殺者も急激に増加したようです。

また、ウクライナとロシアの戦いから物価が値上がりして、私たちの生活を脅かしております。ガソリンの値上げに始まり、今では全ての物、特に、日々口にする食料品の値が非常に上がっております。低所得者層や年金生活者は大変な思いをしております。それに拍車をかけ、この円安ですから輸入品は自然と高くなります。日本の食料自給率は、カロリーベースでは40%位ですから半分以上が輸入に頼っている現状です。円安になればどうしても物価は上がります。10年前は1ドル100円を切っていましたが、今は1ドル150円位です。今は少し下がっておりますけれど、今まで100円で買えたものが150円ぐらい支払わなければなりません。このような状況です。

このような身近な問題から大きな問題まで大変な世の中です。「こちらを立てればこちらが立たず、こちらを立てるとこちらが立たず」で、限られた予算の中で頭を悩まされておられることでしょう。こういった今の世の中の中で、今、現在、この東彼杵町において、今、町長も頭を悩まされていることでしょう。

そういった中で、先般、ある議員も質問された中でのこの状況をどうしていくかということにつきまして、下記のことについて伺います。

1、令和3年度、女性の課長が県から出向されていましたが、そのことについてはどうだったのか。

2番目、女性の登用についてはどう思うのか。

3つ目、本町からの職員が、県ないし関係団体へ出向されているのか。

2番目に白井川住宅についてです。

白井川住宅も年数が経ち、あちこちで雨漏りや塗装の剥がれが多く見られ、住居としての機能が低下しております。また、住んでいる人も高齢者が多く、いつ何どき緊急車両にお世話になるかもわからないなどがあります。

今、1軒1軒の駐車場が枠線の中にあるが、今の緊急車両は大きく、非常に通りにくい現状である。また、法面のコンクリートも少しだけして、あとは残してあり、大雨とか台風の時に法面が崩れる恐れがある。

以上のことから下記について伺います。

1、白井川住宅は、築何年ぐらいなのか。

2つ目、総代とか自治会長さんの役職の人はいるのか。

3つ目、今までそういった人と話し合い等はあるのか。以上の2点を登壇での質問にいたします。

以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、尾上議員の質問にお答えをいたします。

令和3年度からの女性課長でございましたけれど、令和3年度に県から出向いただいた女性課長は、県職員として高いスキルをお持ちの方で、町行政の推進に力を発揮されたばかりか、部下への的確な指示により、本町のコロナ対策にも大きく貢献いただいたところでもございました。

当初は2年間の予定でございましたが、残念ながら都合により1年で県へ戻られることになりました。本町の女性管理職登用推進に関し、大いに参考となるものでございました。

次に、(2)の女性の登用についてはどう思うのかでございしますが、令和2年4月に策定した東彼杵町特定事業行動計画では、先日、橋村議員にもお答えしましたが、女性職員の活躍推進に向け、女性管理職の登用率10%、女性係長の登用率30%以上を目指すとしております。現時点では、管理職は0%、係長職は28%であります。引き続き計画に基づき登用をしていきたいと考えております。

次に、本町からの県への出向でございますけれど、現在、本町から出向している職員はおりませんが、直近5年間では、令和元年度に1名、令和3年度に1名の計2名が、長崎県に出向いたしております。令和元年度は、県庁企画振興部市町村課にございます。令和3年度は、県北振興局税務納税課の方に出向させております。

次に、白井川住宅についてお答えいたします。

白井川住宅は、(1)でございしますが、築何年ぐらいになるのかでございしますが、B1、A1の棟が、完成年度が昭和49年、築48年でございます。B1とA1のAの1棟ですね。

それから、B4、完成年度が昭和50年、築47年になります。

それから、B2、B3、A2、A3でございしますが、完成年度が昭和51年、築46年になります。

それから、B5、B6でございしますが、完成年度が昭和52年、築45年となっております。

次に、総代や自治会長さんの役職の件でございしますが、役職の方はおられません、住宅管理人を委嘱をいたしております。それで、自治会の方に加入されている戸数は、加入戸数は、全部で9戸でございます。全42戸、今、空き家が1戸ございますので、加入率としましては21.9%でございます。

(3)の、今までそういった人と話し合い等はあるのかということでもございますが、施設についての要望等は、管理人及び入居者個人から個別に聞き取りを行い、改善できる部分については随時対応をしているところでございます。以上、登壇しての回答といたします。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

そうしたら、まず最初に人事についてお伺いいたします。

ここに書いてあるとおり、令和3年度ですかね、県からの出向、から来ておられたと思うんですけど、2年の予定で1年帰られたというのは、他に、個人のその思いもあったでしょうし、県から帰ってこいというような向こうからの要請か何かあったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほども申し上げましたように、これはうちの職員も県北振興局の税務の方に出して県から1名。

だからそういう交流人事でやっております、本町も2年と思って、職員には2年間で辞令を出しておりますが、こちらに来られた県庁の方がちょっと、色んな事情がございまして、県の上部の方の人事もございまして、そっちの方でいろいろございまして、中身のことは人事のことですから私もよくわかりませんが、町としてはあと1年、できれば居ていただければ、うちの職員も人事交流で向こうに、県北に出しておりますから、他所の町も人事交流とかされているものですからですね。他所の地域の雰囲気とか、県の雰囲気とか知っていただければ、また町の行政に新しく対応できるのかなと思って、人事交流を進めたいと思っておりましたけれども。事情につきましては、詳細な件はちょっと私も県庁の上部の方の人事の方にいきますので、ちょっと回答しかねないというか、実際申し上げて、そこら辺はちょっと私も介入できないところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

そうしたら、今、1人の方が出向しておられるということですかね、県北振興局税務課の方に、今、町から。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

人事交流ですから、一対一の、トレードと言うか、一応2年間のトレードですね、一対一。だから、こっちが駄目なののうちが出せば、県が帰られたのに1名欠になるものですから。またこっちに戻ってきてもらわないと成り立たないというか、そういう約束でしているものですから。うちも職員が少なく非常に厳しい状況でございますが、1名来ていただければ、こっちが1名出してもプラスマイナスゼロになるから、人事交流ということでやっているということです。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

ちょっと私は、今回、令和3年度女性の方がですね、管理職で来られたということは非常に喜ばしかったと、非常に思っております。それで、もしあれば、もう1年か2年ぐらい居てもらって、この雰囲気、最終的には町長が方針を決めて議会が議決するという形になるんでしょうけれど、やはり女の人の管理職、ここでの管理職を、雰囲気あたりをですね、つかんでもらって町政に貢献してもらおう。ここの中で議決をするんですから、その中の議案とか何かを管理職としての雰囲気、これを本当に、今後町政に活かしてもらうための女性の登用、これは先般、同僚議員が言っておられましたとおりに、是非ですね、今後検討していただきたいと思っております。

それから、またこういった、こちらの方から人事交流の中で、県とか振興局の方で、他の市町村でも良いんですけど、人事交流、そういった話がありますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

他の市町はございませんが、川棚町は国から、例えば、農林水産省とかから出向されて来られる

交流人事というか、その時は交流ではございません、派遣していただくような形になります。

だから、私その最初、女性管理職がないということで、県庁の方に女性の方を派遣をお願いしたいということでしているんですけど、なかなか県庁も、例えば長崎から通勤とか、佐世保からの通勤とか、なかなか状況が難しくてですね、よく来ていただいたと書いていたんですよ。

ですから、男性はもう、当然うちの男性課長もいますからですね。できればその女性管理職というか、そういう形で登用したいと思っています。今後も、ちょっと県庁の方にも人事部と言うか、そういう総務部の方でお願いはずっとしてはいますが、なかなか適材適所と言うか。この前の方も全く健康保険の方は未経験だったんですよ、違う方向で。しかし、本人の方も非常に勉強になったとおっしゃったものですから。

だから、何と言いますか、他所の釜の飯を食べると言うか、そういうのは昔から言われているとおり、本当に良いのかなと思って。うちの職員は出して、今後は、将来的なことですけど、たぶん民間企業とのそういう人事交流、昨日も申し上げましたけれど、企業から来ていただいて、うちから行く。例えば、銀行なども市役所から来られた方がいらっしゃいますすもんね。また、そっちから出る。そして勉強をする。住民サービス、民間の公務員と違うそういう仕方、仕事の仕方、住民に対する接し方、そういうのもございますからですね。

だから、うちは、最初、職員で採用した時に、自衛隊の方に研修にやったりしていたんですよ。規律というか、そういうのを勉強していただきたいということで。だから、今後も、女性がどうしても、うちは本当は、生え抜きをお願いをしたいんですけども、先日も申し上げましたように、色々な事情でお断りをされているものですから。しばらく環境が整って、ちょっと年齢的にですね。女性の方がほとんど下なんです、男性よりもですね。だから、その辺で遠慮もあるのかなという、私も感じがしておりますので、もうしばらく待っていただければ、うちもはえ抜きで何とか対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

ちょうど、私が今まで、町長は役場に入ってからいろいろずっと行政に関係してこられて、私は、何と言うんですかね、女性の方が全然いなかったと。要するに役職でいなかったとちょっと書いていたんですけど、ちょっと先日の同僚議員の話の中で言われたことは、千綿の支所長さんが女性の方がおられたということで、それでちょっとびっくりしたんですね。

それで、やはり全然いなかったと思ったんですけど、その中で、ちょうど支所長さんが何年前か、あれですかね、良い経験であったかなと思っていたんですけど、その中で、やはりもう一つ段階の上に行くべきであろうと思っておりましたので、ちょっとこういった質問もですね、是非、今回、県からの課長さんが来られたということで、あと本当に何年かですね続けて欲しかったな。

それで思ったのは、ちょうどこの令和3年度の一般会計の報告書の成果の中にちょっと書いてあるんですけど、健康ほけん課の中に課長補佐さんが2人となっているんですね。ちょうど良い機会であったし、なぜこれを。今、課長補佐は2人いらっしゃるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

2人です。ちょっと年数によって上がっていくところがございまして、役職のあれが。1人戻って1人増えて2人です。現在は女性だけです。

先ほど尾上議員さんもおっしゃいましたが、実は千綿支所長が、平成15年から18年の間だったんですけども、池田町長さんの時でしたけれど。本当に思い切った、画期的な、まだそこは男性社会みたいになってたんですけど、風穴を開けていただいたんですけど、その後がなかなか続かなかったということで、私も町長になってからなんとかかと思っておりますが、申し訳なかったなど。

だから、この前、県から出向してここに来ていただいたのは、道しるべと言うか、そういうのを、風穴を開けたいと思って、特に健康ほけん課は女性が多い課でございまして。そういう感じで、相談もしやすいだろうと、女性と女性だったらですね。だから、そういう形でやりたいと思っておりましたが、1年でちょっと残念でしたが。また今後、本当は町から、役場から上に上がっていただきたいんですが、その後、また随時、そういうことを推進をしていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

是非ともですね、今、町長が言われたとおりに、最初、冒頭に国際情勢とか、いろいろ国際情勢からいろいろ言ったんですけど、やはり少しでも地域を変えていくためには、やはり女性の力も必要であるということ、いうことでちょっと述べさせていただきましたので、是非ともですね、この前の同僚議員の町長の答弁も含めてですね、やはりこういった人事に、やはり、この議会の中に1人でも女性の方の幹部登用ということでもよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、2番目に白井川住宅について今回質問させていただきます。

この白井川住宅は、前、同僚議員が少し1回か2回か質問されたこともあったんですけど、今回なぜか、この白井川住宅からの住民の方からですね、結構、何か私の方にですね、いろいろ来ているんですよ。それで、何かどうしても質問をしてくれという形でちょっと来たんですけど。

この白井川住宅につきましては、やはり今、先ほど町長の方から答弁されたように、もう昭和49年から昭和52年にかけて造られたということで、約築48年ぐらい経っているという形になっております。今42戸がですね41戸ということで、たくさんの方がこの住宅に入られております。

今これだけ経っていたら、家賃も確かにそれなりのことで設定されてはおります。その中で、住宅管理人さんが居ると、いらっしゃるということでありましたけれど、実際は、町と町の建設課と何か、1年に1回とかぐらいは話し、何かそういう要望事項、今、区長さんがずっと地区にいらっしゃるんですね、区長さんが。それで1年間に1回、要望事項を挙げてされるんですけど、色んなことについて建設課とのあれは、交流はあるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

交流と言いますか、団地内からの要望等がありましたら、建設課の方と随時打ち合わせをさせていただいて、その都度対応をさせていただいている状況でございます。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

今まで1年に1回ぐらいは会って話されたことがあるんですか。向こうから何か用事があるときには来て話す、そういった状況ですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほども申し上げておりますように、会って話し合うということが今できていません。

そして、おまけに自治会に加入されている方が 42 戸のうち 9 戸だけなんです。かなり低い 21.9%。ですから、自治会としてのお世話がどうなのかなという感じもしますので、直接、町との注文とか、いろいろ故障したとか、そういうのは申し出があって、随時対応しています。そういう形での、説明会とか何とかはしていないということです。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

自治会に入っている方が 9 戸ということで、本当に少ないですから、おそらく私に来たのは、自治会に入っていない方たちからだったんだろうかなと憶測はしておりますけれど。

向こうからの、自治会長さんからの要請があれば話し合うとか、そういった要望事項を聞くとかはされるんですか。向こうからの要請があれば。今までなかったということで私は受けておりますので、どういう今までの状況かちょっとお聞きしたいんですけれど。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

いや、その自治会に入っておられるか入ってはいませんが、団地としての、団体としての話し合いはしていないということです。だから、例えば、街灯が切れたとか雨漏りがするとか、そういうのを随時、個人の要望に応じて対応しているということでございます。

橋ノ詰地区も、自治会も1年に1回するぐらい、町政懇談会はしますけども、皆さん区長さんからご要望が挙がってきて対応する、そういう形ですからですね。そういう形で個人的な申し入れが数多くあっております、確かにこの団地からはですね。随時、職員が出て行って、そこで対応しているということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

今、町長が答弁されたように、おそらく私の方には自治会に入っていない方からの要望事項が一

番多かったんじゃないかなと、してはいるんですけど。

やはり、工事をするにしてもですね、例えば、雨漏りとか色んな要望事項があって、雨漏りとか土羽の問題とか、自分たちで草を払っていらっしゃるんですよ。それで、それはもう無償でしておられるんですけど、その辺りを、やはり、土羽とか毎年草を刈ってして、その工事もですね、何回かに分けて、本当 10m ぐらいの土羽もまだ終わっていないんですね。そのくらいだったらもういっぺんになぜできないのかと、土羽のコンクリートですね。その辺りもなぜできないのかと、なぜ家賃を払っているのにしてくれないのかとか。そういったこともありますので、是非ともですね、総代さんとかおられたら、やはり一度、話し合う、要望事項などを聞く耳を持って欲しいということで、私はですね、話をちょっと終わりたいと思います。

○——△——

——△——△——

○6 番（尾上庄次郎君）

是非、建設課で、向こうからの、総代あたりからの要望事項がある。もう、いっぱいあると思うんですよ、こうして私に来るということはですね。

やはり、まず総代さんからの要望書、家賃払っている以上ですね、どうしても向こうからの要望事項もたくさんあると思いますけれど。是非、いろいろ聞いてですね、お願いしたいと思います。最後に何かお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

要望等は真摯に受け止めまして、その都度対応を今からもさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これで、6 番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。

ここで、消毒のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 02 分）

再 開（午前 10 時 03 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

引き続き一般質問を続けます。

次に、1 番議員、林田二三君の質問を許します。1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

先に通告しておりました質問を読み上げます。

1、気候変動に関する本町の意識向上について。

環境問題が与える影響に、マイクロプラスチック問題があります。山や町に捨てられたペットボトルやビニール袋などのプラスチックのごみが、川から海へと流れ、だんだんと細くなってマイクロプラスチックとなります。それを海の生物が摂取してしまい、生態系や私たちの体にも影響を与えます。

海のマイクロプラスチック問題と山の環境問題は別問題ではなく、山から川、そして海へと繋がっています。

(1) 現在、本町が行っている環境問題に対する具体的な取り組みはありますか。その取り組みは町民へ周知できていますか。

(2) 環境問題について考えた時に、この町に住む私たちができること、更なる取り組みはどのようなことがあると思いますか。

2、ジェンダー平等社会への実現について。

ジェンダーとは、社会的性別とも言われ、男らしさ・女らしさのイメージ、意識や考え方を指します。

男女共同参画とは、女性（男性）とはこういうもの（こうあるべき）という考え方により、行動や考え方、生き方を制限されることなく男女が互いに尊重しあい、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を十分に発揮できるようにすることです。

男女共同参画社会への実現に向けて、さまざまな法律や制度による試みがありますが、未だ根深い課題として私たちの暮らす社会の中に存在しており、私たち一人一人の意識変革、行動が求められています。

(1) 本町としても、様々な分野への女性参画を推進し、政治や社会に対する男女共同参画への理解を進めていく必要があると思います。具体的にどのように進めていくのか、町としてのお考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、林田議員の質問にお答えをいたします。

まず、1 番目の気候変動に関する本町の意識向上についてでございますが、現在、本町が行っている環境問題に対する具体的取り組みでございますが、まず、一般廃棄物の分別回収を実施しておりますし、回収いたしましたペットボトルはリサイクルされて、新たな製品となって再利用されています。事業は、東彼地区保健福祉組合へ委託して行っています。

次に、海岸清掃を含めた町民一斉清掃を実施をいたしております。

町民への周知の方法は、各地区の環境衛生推進委員さんを通しての周知や、町広報紙への掲載となっています。

大村湾の水質悪化防止のために、下水道や合併浄化槽の普及促進を実施しています。下水道の周知は先日もございましたように、計画区域内に担当職員が赴き、説明会を開催したり、チラシを配布いたしています。合併浄化槽に関しましては、町広報紙への掲載となっております。

次に、カーボンニュートラルに関しましては、太陽光発電システムを設置された方に、1kw 当たり 3 万円、上限 10 万円の補助をしています。

令和 3 年度の実績でございますが、3 件の 27 万 5000 円の支出となっております。

町民一斉清掃につきましてでございますが、この町に住む私たちができること、更なる取り組みでございますが、町一斉清掃は、町民の方々にゴミ問題を考えていただく重要な活動と思います。多くの方に参加していただくように周知を、徹底をしていきたいと思っております。

また、カーボンニュートラルにつきまして、太陽光発電システム以外にも、国が勧める電気自動車などの購入にも補助できるように、今後検討していきたいと思っております。

次に、大きな 2 番目のジェンダー平等社会への実現について、回答いたします。

本町としましては、令和 3 年 4 月に、令和 12 年度までの 10 年間の計画である東彼杵町男女共同参画計画を策定しています。男女共同参画社会基本法に掲げる 5 つの理念を基に、本町の基本理念を、「ともに支え合い ひとりひとりが輝くまち 東彼杵町」としています。

施策の体系といたしましては、大きく 3 つの目標を掲げ、男女共同参画に向けた意識づくり、男女が活躍できる社会づくり、誰もが安全・安心な生活ができるまちづくりを目標といたしております。

具体的に申し上げますと、意識づくりでは、近隣市町と連携し、セミナーやワークショップなどの研修会を開催し、意識醸成を図ります。

次に、男女が活躍できる社会づくりでは、環境づくりに向けた企業への働きかけや家庭における男女共同参画の推進、各種委員会等での女性の登用を推進していきます。

次に、誰もが安全・安心な生活ができるまちづくりでございますが、DV 対策や男女の健康づくり、男女共同参画の視点を取り入れた防犯対策を推進しております。

来年度から中学校の女性の制服につきましても、スラックスを取り入れて、選択制の制服にしたいと。もう実施をする予定でございます。よろしく申し上げます。以上で、登壇しての回答を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

町長からのご答弁ありがとうございました。

まず、大きな一番の気候変動と私書いていますけれど、もう、実は気候危機と言われていています。気候危機に関して、この町がどのように認識し、意識して進めているのかというところを改めてお尋ねしたいと思います。

先ほど、いくつか町長の方からお答えいただいた、今取り組んでおられる取り組みを教えてくださいましたが、その中で、海岸清掃を町民の方と一緒に、この町ですとやっていらっしゃるということは聞いていましたが、年に何回ほど、今、行っていらっしゃいますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

海岸清掃につきましては、年に一度だけでございます。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

次に、環境推進委員さんでしたか、環境に関して山の放棄、山のゴミの放棄なども見て回ってくださっている委員さんがいらっしゃるとお聞きしましたが、この委員さんは、現在、何名いらっしゃいますでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

各地区に1名で、34名おられます。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

この環境推進委員さんが34名おられるということで、その地区の見回りなども行っていただいていると思うんですけど、その方々がその地域の方と、ゴミ、山に放棄されている、山じゃない地区もありますよね、そうしたら陸のゴミがあるということにもたぶん気づいておられると思うんですけども、町民の方と一緒にゴミ拾い活動なんかもやったりとかということは、実績としてされていらっしゃるかどうかをお尋ねして良いですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、年に一度の、全体で会議をいたしまして、今の不法投棄というのが非常に多くなっておりますので、その辺のこの通報がございましたら、町の係の方がすぐ対応するようにして、その辺が今、環境問題も含めて、家庭ゴミとかですよ、そういうのを他所から来てでも捨てられる、山の中とか、谷底に。その辺の通報があるのが非常に多くて、係が対処しています。どうしてもという時には町が委託をして、シルバーさんとか頼んで、東彼清掃工場まで運搬しているという状況でございます。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

今の町長のお話だと、そういう通報をしてくださる方がこの34名の方々ということで認識してよろしいでしょうか。

では、この34名の委員さんに拾ったゴミを回収する袋を配布しているということを、以前、課の方に聞いたような気がするんですけど、私の勘違いではなかったでしょうか。ちょっと確認し

て良いですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

先ほど町長が申されました年1回の会議の折ですね、環境衛生推進員さんの方に、清掃の際の使用していただくためのゴミ袋を配布をしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

わかりました。

年に1回の海岸清掃は海岸だけではなくて、陸の方も同時にやられているということで間違いないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

海岸が主でございますが、陸の方もやっております。特に、山手地区は海岸がないところもご協力いただかなければいけませんので、そういう所も清掃でやられていると思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

この年に1回の清掃活動は、もう何年やっていたらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

申し訳ございません。ただいまの件につきましては、調べて後ほど回答させていただきます。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

年に1回の清掃活動ということで、大変たくさんのゴミを回収することになるんだろうなと思う

んですけれども、毎年毎年、たぶん年に1回やられても全然減っていないと思います。

町内の方で、今、ボランティアで清掃活動というか、楽しく海岸の清掃をやったださっているグループがいくつかあります。私も参加させていただいているんですけれど。それが月に1回をそれぞれタイミングをずらしてやっていただいても、またその翌月に、月に1回行って同じぐらい取れると言うか、ゴミがあるんですね。これは私、小さい頃、自分が小さい頃、海の向こう側からゴミが来ているんだと思っていました。でも、やはり、これは私たちの生活から出るゴミが風で飛んだり、雨風で飛ばされて川や海に流れているというのがはっきりわかってきました。

それを持ってもう一度話を、質問させていただきますが、年に1回の清掃活動というのを今後も毎年続けていくのは本当ありがたいんですけれども、年に1回で足りると思いますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

年に一度というのがですよ、ゴミをあるのを片付けるだけじゃなくて、やはり、ゴミを捨てない、投棄しない、そういう意識づけも兼ねて、こんなにこう、1年1度してもゴミが広く散らばっているんでしょというの、そういうのも含めてのその活動でございますから。ただ単に、そこだけ1日ゴミを拾うだけでなく、そういう意識づけも含めてのこういうお願いをしているということでございます。

皆さん方も、大分、たぶんゴミも減ってきたと思っております、私は。今まで、例えば、草がひどい時には、農道の近くなどはペットボトルがいっぱい、水田を作られる時にちょっと文句がありまして、草を払ったらもう見えないからですね、捨ててしまう。だから、そこら辺も綺麗にしていればゴミも捨てない。国道もそうですね。だから、皆さん、国道でもボランティアでずっと色んなゴミを集積して、東彼杵地区、川棚から大村境までされている方もいらっしゃいます。坂本もそうですね、34号、205号。そういう方も含めて、皆さんでやはりゴミを失くしていくという精神的なPRと言いますか、そういうのも含めての年に1回の活動でございます。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

町長がおっしゃられるとおりで私も思います。やはり、このゴミをただ片付けるためだけの活動ではもちろんないと思っています。

私は、このゴミ拾い活動というのが、目の前で落ちているそのゴミが、地球のために拾うとか、そういう大それたと言うか、大きなこと。もちろん私たちの環境を改善していくために、そういう意識を高めていくために、ゴミ拾いというのは皆さんやっておられるんですけれど、私は、やはり、全国的に高齢化とか各家族、一人暮らしの増加などで地域が疎遠になっていっているという現状があります。その中で孤独に生きるということのその問題点ということに、やはり皆さんが向き合った時に、こういった地域の活動というのが、そこを繋げてネットワークがまた広がっていくという、そういうふうに思って活動しているんです。活動しています。それはたぶん皆さん一緒かなと思います。

そのボランティア活動してくださっている有志の方々の自発的な活動は、地域の問題解決、活性

化や安心して暮らせる活気に満ちた町になることを目指しているというふうになると思います。そして、それはその地域の住民のことだけではなくて、この日本に生きる私たち一人一人に影響して、関係しているというふうに考えています。

町としても環境活動などの、全体のその課題に向き合っているボランティア団体も、本当いくつもグループが実はありますので、その方々と連携し、協力し合っていたきたいというのが、今回私も強く要望したいところなんです。

町に落ちている、山とかに、山に落ちているゴミとか、陸のゴミはすべて海に行かせない。この町に落ちているゴミは自分たちのゴミだからということで、全部拾うよっていうぐらいの気持ちで、それを楽しくアクションとして、ムーブメントを起こしていくことをやっていただけないかなというふうに思っています。もちろん住民参加型ですね。

例えば、日本財団の海と日本プロジェクトの拾いゴミというゴミ拾い箱というのが、そういったアクションがあるんです。これは陸のゴミや海岸に漂着した海洋ゴミ専用のゴミ箱で、誰でも拾ったゴミを分別して捨てることのできるゴミ箱です。これは、県内に6か所、7か所ぐらいあります。最近では、隣の川棚町に設置されました。これをニュースと言うか、取り上げられてテレビにも流れたんです。

この日本財団のこのアクションをご存知だという方はと言うか、課長でも町長でもいらっしゃれば、知っている方はちょっと手を挙げていただきたいんですけど。聞いたことないですか。県内でもちょっとなかなか浸透はしていないそうなんです、去年からどンドンどンドン全国的に広がっているアクションです。

今、県内では、セブンイレブン直営店の店舗さんが試験的に置かれているんですけど、継続的に置いていくことを決めましたということで大村市の店舗さんはおっしゃっていました。

拾い箱の設置の件は、様々な報告がインターネット上ですぐ検索できるので、その報告を見ていただければわかるかなと思うんですけど。その設置のメリットは、ゴミの分別ができること。その最終的なゴミ処理についても学べます。

そもそも私たちの何気ない生活で出たゴミが、そんなに多いということを知ることができて、買い物をする時に、ゴミになることもちゃんと考えて買い物するようになったという子どもさんも、感想を言われる方もいらっしゃいます。そのデメリットというのももちろんあるとは思いますが。各地域でいろいろあるようです。

このような住民参加のアクションのムーブメントを起こすというのは、住民の環境意識の向上、教育の質を高めることになって、町を活性化させ、町が綺麗になっていくという良い事づくしだと思うんです。これはさっき言ったボランティアで有志の方々が、これを例えば、管理を町と一緒にしたいと言ってくれればですね。是非、町も、何と言うか、話題づくりにもなると思いますし、このムーブメントに乗ってみるという考えはないかなと思ひまして、町長、いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その前に、海岸清掃だけの質問でございましたけれど、町はもう1つ、空き缶拾いというのを年に一度またやっているんです。そこで、それもゴミの収集で、皆さん地区でお願いをしている状況

でございます。海岸は年に1回ですけれど、陸の方でもまたやっているということです。

先ほどありましたように、今後また検討させていただかなければいけません、私、1つ、今回、すぐ始められるのは、例えば今、子どもたちの給食で牛乳でもストローを使っていますけれど、直飲みができないのかなと今考えておまして、ちょっと給食運営委員会とかと協議をしていただかなければいけません、ストローなしで、直接。どれくらいですかね、小さなパックを開けて、そういう学校があるんですよ、もうストローは使わない。そういうのを始める状況でございますので、今後、私、そういう形で教育委員会にちょっと協議をさせていただきたい。子どもたちが直接飲む。その辺から子どもの意識づければ、ゴミをなくそうというところでいけるのじゃないかなと思って。まず、その辺を始めさせていただければなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

そうですね、毎日のことなので、給食のこととかでも意識づくりのために話題にしていって、いただければと、牛乳の件もですね、思います。

先ほど提案したのは、通告にも書いてなかったんですけども、川棚町が先月 11 月から設置しましたんで、よかったら海岸沿いに置いてありますので、大崎ですね、見に行ってみられたらどうかというふうに思っています。そちらは、元々環境活動されている団体さんがテレビ番組に取り上げられて、そこからプレゼントしてもらったと言いましたかね、その拾い箱を。日本財団の海と日本プロジェクトの拾い箱の大体のスタイルは一緒なんですけれど、その表面の絵をどうするのかも全然自由なんです、大村市の方は保育園の園児たちが描いた絵を飾ってと言うか、貼ってあったんです。自分たちの町のゴミ箱という形で、そこに、もちろん家庭ゴミは入れないでねというルールはあります。そういうことをする人はそうそういないみたいなんですけれども。

特に東彼杵町は、海が近い、川も近いので、本当、もうすぐにでも風で飛んでいってしまうような所なので、そういうゴミ箱があると、この町意識高いなと思われると思います。是非、検討していただきたいと思いますので、まずは川棚町の方に、役場の方も連携して、協力してそちらを管理されているそうなので、どうぞお尋ねされてみてください。検討していただけますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは早速、川棚町で、一番近いもんですから、職員をちょっと、行って、そういう確認を取って、どういう方法するのか連携を取りたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

早速、期待したいと思います。ゴミ拾いは、環境のためというよりは、それもあるんですけど、結構、自己肯定感が上がるといって、すごく楽しいと言って皆さんやってくさっている、町の元気になることにもなるんじゃないかなというふうに個人的には思っています。

2 番に移りたいと思います。2 番に移ります。

内閣府男女共同参画局では、令和2年12月に男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合かつ計画的推進を図るため、第5次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。これは令和12年までの基本認識並びに令和7年度末までを見通した施策の基本的方向及び具体的な取り組みを定めるものです。

地方自治体においても、女性の社会参加、政策決定に関する審議などに、女性の意見が反映される機会を増やすことは必要であり、重要だと思います。

そこで質問です。東彼杵町の附属機関というのですかね、審議会など、委員会の総数と男女別委員数について、もし、今わかればお示してください。すみません、通告書になかったので、今わからなければ後日で構いません。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません、今、数字がちょっと把握していなくて、後ほど報告ををさせていただきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

ちょっと通告に書いていなかったなので、無理言ってすみません。

もし、この中に女性ゼロだったり、委員会がですね、あったりとかすれば、具体的にその状況をどういうふうに変えていきたいかということも考えていただければというふうに思っております。次に移ります。

日本は、世界経済フォーラムが発表するジェンダーギャップ指数で、毎年、先進国の中では最下位に位置します。特に、政治・経済分野でのスコアが著しく低いです。その背景を考えると、国全体の話でしょうが、地方では特に男女ともに、性別役割分担意識に今もなお根強く捉われているのがあるのではないのでしょうか。

多くの女性は、弱者を抱え様々な負担を背負っています。子どもを産んで育て、家事をこなし家庭を支え、介護をしたりしながら生きてきました。そのおかげで、これまでの社会は成り立ってきたというところが大きいのではないかなと思っています。

弱者や様々な事情を抱えている女性の社会参画をただ望むことは、今の段階では無理があるような気がします。今の意識のままでは、女性が心から安心して生き生きと働ける環境雰囲気とは言えないと感じますが、役場庁内の雰囲気としては、男女平等の意識づくりは浸透されていると感じていますか。町長、お願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

誠に申し訳ございませんが、昔からこういう観念がございまして、料理は女性、男性は仕事、そういうことが最初ずっと繋がってきていて、今、ジェンダーということで、一人一人が性別に関わらず尊重するという認識が、まだまだうちの町としてはちょっと厳しい状況ではあると思いますが、

徐々に SDGs も掲げておりますので、その中でもジェンダーの平等というのもありますので、を進めながらですね、皆さんに啓発活動も進めていきたいと思っております。まだ一步進んでないかなと私は感じております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

そこを一緒に考えていきたいと、いつも思っているところなんですけれども。

次に、男性育児休業についてお尋ねです。

男性が育児休業を取得することのメリットについて、町長はどのように捉えられておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やはり、女性のことの大変さを男性が知るというのは、非常に私は良いことだと思って、うちも、男性の育児休暇の充実をしまいでしております。休みを取れるように、社会全体がそうなっていますからね。

だから、女性の役割、男性の役割じゃなくて、子育ての大変さというのを男性が知るきっかけになるんじゃないかなと私は思っておりますので、そういう形で、是非、育児休暇も進めていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

ありがとうございます。そうですね、女性は大変というのが、すごくこう思われるところかと思うんですけど、でも一方で、育児は、やはり感動が多くて、楽しくて、可愛くてというシーンがすごく多いんですね。それを男性の方が知らないで、子どもが大きくなるというのが、男性にとって、それが不利だなと私は思います。

そこが、この男性が休業を取ることのメリットかなと私は思いますので、是非、そういった視点も持って、若い家庭を持たれた、子どもさんを持たれた男性に接していただければと思っています。

そういった女性を取り巻く環境が変わり、社会進出にチャレンジしようとする女性を孤独にさせないようなサポート制度があれば、女性たちは自然と自発的に社会進出をするのではないかなと個人的に思います。もちろん性別に関係なく、機会が平等であることが一番大事なんですけど、現状は女性が能力を発揮しにくい、働きにくい環境だから、女性を優先的にサポートすることが今は必要だと思っています。弱者をケアしてきた女性の経験、視点、それこそ社会に持ち込む必要があると思います。

女性活躍は、将来の世代の人にも、今の世代の人にも必要だと思いますし、町の持続可能性を高めることだというふうに思っています。

そこで質問です。東彼杵町の男女共同参画計画に、共に支え合いひとりひとりが輝くまち、東彼杵町と理念を掲げ、大きく三つの目標を立てて、課題に向けての施策をいくつか挙げておられます。この中で、なかなかできていないという施策は何ですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私も全てを把握していませんけれど、目標に掲げて1回1回確認をしているわけではございませんので、ちょっとどこまでできているのかわかりませんが、ただ、一言申し上げたいのは、例えば、赤ちゃん、ベビーカーとかなんとか乗るのに、男性が特に邪魔だと足で蹴ったりされたというのもありましたし、東京都のバスの中ですね。

それと、ある女性の方がおっしゃったんですけれど、赤ちゃんは泣くのがもう仕事だから、泣き声も音楽だと思って楽しんでくださっていらっしゃる方がいらっしゃるんですよ。だから、男性も女性も、やはり女性はずっと一緒に育児をして大変で、男は外に仕事ということで、うるさいとかなんとかでいろいろ弊害がありますよね。だから、そういうのも含めて、社会全体でそういう男女の格差をなくすということは進めていかなければならないと思っています。

ただ、今、林田議員がおっしゃられた目標に掲げての評価というのが、私も全てちょっとまだわかっておりませんので、今後、確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

まっすぐなご回答ありがとうございます。

今、ジェンダー問題に関心を持つ若者は、実は結構多くて、そもそも当たり前なことで、男女は平等という感覚は言われなくても身に付いているという感じの若い子、と言うか子どももそうなんですけれど、子どもたちもそうなんですけれど、多いなというふうに思います。昭和生まれの私たちには意識しないと難しいことかなというふうに思っています。それだけ教育の現場や家庭内での過ごし方がすごく影響するんだと思います。

関連して教育長にお尋ねです。

東彼杵町男女共同参画計画の中に、学校教育における男女共同参画の推進、社会教育における男女共同参画の推進と基本施策が掲げられています。ちょっと読み上げます。

教育の現場においては、教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう研修等を実施する必要があります。社会教育においても、男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女平等の意識を高められるよう学習機会の提供に努める必要があります。と書いておられます。

たぶん、前回、私ちょっと一度言ったことがあるんですけど、その部分でちょっと質問なんですけれど、児童に接する先生方、教職員の方への学習の機会として、研修等受講されたりというのは、今はされておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長には通告外の質問ですけど、答弁よろしいですか。教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

県の方から研修の機会、研修会の案内が来ておまして、できるだけ授業に差し支えない程度で、職員はですね、研修に参加をしますし、また、県から資料が届いております。人権教育のすすめと

か、あるいは人権長崎とか、そういうもので教員の男女平等の意識を高めるような資料も来ておりますので、そういうのを校内で研修する機会もございます。

ただ、どの学校でどれくらい参加しているかというのは把握はしておりません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

突然の質問ですみませんでした。もし、やっておられるんだったらわかるかなと思って、ちょっと質問したんですけれども。

あとは社会教育においても学習機会の提供に努めているかということとかも、是非確認していただければ良いかなと思いますので、よろしく願いいたします。

男女共同参画は、住民参加、住民参画、住民参加していただきながら、住民の声、ニーズを汲み取って、町も強力サポートを強化していただきたいと思っています。男女平等社会が実現しやすい環境を整えることに着実に取り組んで、男女平等が当たり前になるように推進していただきたいと思っています。

この件についても強く要望したいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、前、林田議員からも指摘がありまして、広報にも載せていたんですけれども、またちょっと載せてなくて、それを継続的に、やはりずっとして、目に、皆さん手に取って読んでもらう、見てもらう形で。そして、この啓発活動も進めなければいけないと思っております。

今後とも、町としましては広報に、とにかくずっと掲載を粘り強くしていきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

是非やっていただきたいです。やはり、日々ですね、目につく、耳に聞こえるというのが当たり前にならないと、こういったことはなかなか普通にはならないのかなと。長年私たちが男らしく女らしくと言われてきたのは、日々シャワーのように、こう言葉を浴びた結果だと思っておりますので、是非、これから広報なり、できればそういう町民参加型の何か一緒に取り組めるようなイベント。イベントと言うか、推進委員さんたちがやっているのとはまた別の、東彼杵町独自の楽しいワークショップでもやれたら良いんじゃないかなというふうに思います。

そういうのを見て、町民の方は意識が高まっていくのだと思っています。それが当たり前になった時に、その先にはダイバーシティやインクルージョンや、そういったテーマに食い込めるのかなと。多様性あふれる町づくりの話が、今後できれば良いなというふうに思っています。その中には、パートナーシップ制度など宣言とかもできたりとかというのも、この町が多様性にあふれているんだよということを、誰もが愛されて優しい町なんだよということが言えるような、そんな町になっていただきたいと思っています。

今後、東彼杵町が本当に、誰にとっても住みやすくやさしい町になりますように願って、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉永秀俊君）

これで、1番議員、林田二三君の質問を終わります。
暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時47分）

再開（午前10時59分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第2ですが、その前に、先ほどの一般質問の積み残しがございますので、町民課長の方から答弁いたします。町民課長。

○町民課長（井上晃君）

先ほど林田議員の方からありました町民一斉清掃がいつ頃から始まったかという質問でしたが、大変申し訳ございません、正確なところがわかりませんが、長崎県の方が昭和61年度から始めております。こちら同時期に町の方でも始めたものと思われれます。以上です。

日程第2	議案第72号	東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第73号	特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第74号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第75号	東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

それでは、次に、日程第2、議案第72号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第73号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第74号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第75号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第72号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由としまして、法律が国会で成立いたしましたので、議会議員の報酬を改定するため提出するものでございます。

次に、議案第 73 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由としまして、法律が国会で成立しましたので、特別職の給与を改定するため提出するものでございます。

次に、議案第 74 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由としまして、人事院勧告に基づき、法律改正があり、職員給与について改正をするため提出するものでございます。

次に、議案第 75 号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、一般職の給与に関する法律改正に伴い、これに準じ、改定を行うため提出するものでございます。それぞれの詳細につきましては、総務課長に説明させていただきます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

まず、議案第 72 号についてご説明いたします。第 210 国会において、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立しております。それに伴いまして、本町議会議員の期末手当の支給月数も、国に準じて 3.25 月から 3.3 月へ引き上げるものでございます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条で条例の第 6 条第 2 項、今年の 12 月分の期末手当を 0.05 月分引き上げて全体を 3.3 月としております。

2 ページをお願いいたします。第 2 条で来年度の 6 月、12 月とも期末手当の支給率を 100 分の 165 として、全体を 3.3 月分とする条例の一部改正であります。

附則により、公布の日から施行し、第 1 条にあっては、本年 4 月 1 日から適用。第 2 条については、令和 5 年 4 月 1 日からの施行とするものです。以上で、議案第 72 号について説明を終わります。

次に、議案第 73 号について説明いたします。

議案第 72 号と同様、今国会において、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立したことから、本町特別職の期末手当の支給月数を国に準じ、3.25 月から 3.3 月引き上げるものでございます。

改正内容は前号と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、第 74 号についてご説明をいたします。人事院は、本年 8 月、公務と民間の 4 月分給与を調査し、月例給において民間給与が国公給与を平均 921 円、0.23%上回る結果となったため、月例給を引き上げて、民間ボーナスに当たる期末勤勉手当のうち、勤勉手当を 0.1 月分引き上げ、期末勤勉手当を年間 4.4 月分とする勧告を行いました。

国家公務員において、既に今国会でこの内容を盛り込んだ一部改正の法律が成立しておりまして、本町においても準じて改定するものでございます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条では、給与条例第 21 条第 2 項の一般職の勤勉手当の 12 月分を 0.1 月分引き上げて、勤勉手当を、全体を 2.0 月とし、期末手当 2.4 月を加えた年間の期末勤勉手当の支給月数を、4.3 月から 4.4 月とするものです。

また、同 3 項で、再任用職員については、12 月分を 0.05 月分引き上げて、勤勉手当全体を 0.95

月とし、期末手当 1.35 月を加えた年間の期末勤勉手当の支給月を、2.25 月から 2.3 月とするものです。

月例給の引き上げは、民間の初任級の動向を踏まえ、大卒初任給を 3000 円、高卒初任給を 4000 円引き上げるなど、20 代半ばに重点が置かれ、30 代半ばまでの在職する号棒についての改定となります。6 級以上の改定はございません。詳細は、別表第 1 の新旧対照表のとおりでございます。

次に 8 ページをお願いいたします。第 2 条では、来年度の 6 月、12 月の勤勉手当支給率を、それぞれ一般職については 100 分の 100、再任用職員については 100 分の 47.5 とする条例の一部改正であります。

附則により、公布日から施行し、第 1 条にあっては本年 4 月 1 日から適用。第 2 条については令和 5 年 4 月 1 日からの施行とするものでございます。

続きまして、議案第 75 号について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。議案第 74 号同様に、会計年度任用職員についても、一般職同様に別表第 1 の新旧対照表のとおり、給料表の改正を行うものでございます。

改正の趣旨については、前議案同様のため省略をさせていただきます。

附則により、公布の日から施行し、本年 4 月 1 日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 72 号、議案第 73 号、議案第 74 号、議案第 75 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 72 号、議案第 73 号、議案第 74 号、議案第 75 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 72 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する

る条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 73 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 74 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 74 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 75 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 76 号 東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

日程第 6、議案第 76 号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 76 号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由といたしまして、給水申込手数料を無料とする改正を行うため提出するものでございます。詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第 76 号について補足して説明いたします。

議案書の 2 ページの新旧対照表をお願いいたします。条例第 35 条に手数料を定めております。第 35 条の（4）に給水の申し込みをする場合の手数料ということで、1 件につき 200 円と定めておりますが、それを削除いたしまして、給水申込みに係る手数料を無料にする改正にいたしております。

理由といたしましては、提案の理由にも書いておりますけれども、利用者へのサービス向上と業務改善を目的といたしております。

この給水申し込みにつきましては、ほとんどの場合が本町に転入される場合に給水の申し込みをされます。手数料の納付書発行、納付等、そういった関係上どうしても窓口での手続きになってしまいますので、まだ本町に席を置かない、多少、他市町村に在籍されている段階で申し込みをされますので、わざわざ窓口に来ていただければならないというふうなことが業務上発生しております。

サービスの向上、それから、併せて本町を挙げて取り組んでおります DX 推進における電子申請も検討いたしておりますので、そういったところを可能にするためにも、この手数料の定めにつきまして無償にしたいということで、条例の改正をお願いいたしております。

ちなみに手数料の実績としましては、令和 3 年度としまして、件数が 194 件、この開栓申し込みの手数料収入が 3 万 3800 円というふうな実績になっております。以上説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないですね。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 76 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 76 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 77 号 公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 7、議案第 77 号公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについてを議

題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 77 号公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについてでございます。

提案理由につきましては、農民研修センターを長期かつ独占的に利用させるため提出するものでございます。詳細につきましては、教育次長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

議案第 77 号につきまして、町長に代わりまして補足してご説明申し上げます。

利用させる公の施設の名称でございますが、先ほど町長が申し上げましたように、東彼杵町農民研修センターの会議室 12.6 m²、倉庫・機材置場 38.5 m²でございます。

利用させる公の施設の所在が、東彼杵町彼杵宿郷 483 番地、利用させる目的が高齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るためでございます。

利用させる期間でございますが、令和 5 年 1 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで。

利用させる相手方が、東彼杵町彼杵宿郷 483 番地、東彼杵町シルバー人材センター センター長 下田勝でございます。

別添資料を準備させていただいております、併せてご参照いただきたいと思います。

当該施設は、センターの 1 階フロアの会議室の黄色い枠で示した部分と、倉庫・機材置場の部分で、黄色枠で示した部分になります。

なお、この農民研修センターにおきましては、既にシルバー人材センター、商工会、町営バス等の事務室、会議室などとして長期的かつ独占的な利用がなされていますが、今回の議案の件につきましては、シルバー人材センターの活動におきまして、黄枠で示した会議室及び倉庫・機材置場の部分を利用させるための承認をお願いするものでございます。

会議室につきましては、現在、利用もなく空室の状況でございます。また、倉庫・機材置場におきましては、シルバー人材センターが従前から部分的に使用をしておりましたけれど、現状ではシルバー人材センターが当該部分を占有している状況でありますので、このたびの会議室の使用に併せて、また、既に使用がなされている事務所の貸借契約の使用期間に併せまして、残り 5 年という期間の設定で、シルバー人材センターに独占的に使用させるために承認をお願いするものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

今回のこの貸付に対しては、何ら反対するものではないですが、この図面を、添付資料を見てもみすと、左側の商工会の会議室、シルバー人材センター、実際使っておられる方が、これは逆にした方が使い勝手が良いんじゃないかとですね、商工会も隣り合わせにあった方が良くないかと私的には思うんですけれども。現在使っておられる商工会とかシルバー人材センターは、何

らそういうところ問題と言うか、代えて欲しいなという意見等はないのかですね。やはり、見る限りは、もう倉庫も、すぐ自由に出せたら横にあった方が良くと思うし、ですね。そういったところは どういうふうな考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう話は、私は聞いておりませんが、教育委員会の方に申し出があっているかどうか。教育次長、わかればお願いします。教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

先ほど町長が申し上げましたように、それぞれの使用者の方々からそういったご相談を受けておりません。けれども、現状、商工会並びにシルバー人材センターが既に使用されているところにつきましては、内装等はそれぞれの事業者の方がされて、いわゆるインターネット、そういった環境整備も設置をされている状況でございますので、おそらくそういったものの交換という、かなり費用もまた想定されますので、おそらく今の現状のままで利用がですね、問題なく使用されていると。現状の中で不都合というご相談は聞いておりませんので、おそらくこのままで利用で差し支えないものというふうに判断をいたしております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないですね。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 77 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 77 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせ

ることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 78 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 8、議案第 78 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 78 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 2811 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 66 億 3050 万 8000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、障害介護給付費など 4265 万 5000 円、橋梁補修工事や道路改良工事など 5472 万 9000 円。

歳入の主なものは、国県支出金 2631 万 4000 円、地方交付税 6869 万 5000 円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 78 号についてご説明いたします。

それでは、議案書 20 ページをお開きください。3 番歳出からご説明いたします。

まず、このページを含めまして、人件費については、給与表の改定によるものや人事異動などにより増減を行っております。そちらについては説明を省略いたします。

21 ページになります。2 款 1 項 1 目一般管理費の 3 節職員手当等は、見込みにより時間外勤務手当が不足することから 133 万 6000 円追加いたしました。

5 目財産管理費 14 節工事請負費の庁舎新館防水工事は、新たに破損箇所を発見し、追加工事を行うため 120 万円を追加しております。

8 目交通安全対策費 14 節工事請負費は、地区要望があっている交通安全標識及びカーブミラーについての設置費用 96 万 4000 円を追加いたしました。

22 ページをお願いします。一段目の 10 目 18 節負担金補助及び交付金は、持家奨励補助金など今後の申請見込みから 700 万円を追加いたしました。

23 ページになります。2 款 2 項 1 目税務総務費 3 節職員手当等は、新年度課税事務に時間外手当が不足する見込みから 53 万 6000 円追加いたしました。

飛びまして、26 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 27 節繰出金は、介護特別会計の補正に合わせ、繰出金を 164 万円追加いたしました。

3 目障害福祉費 19 節扶助費は、障害介護給付及び障害児給付費用について、利用見込みから不足分 2200 万円を追加いたしました。22 節償還金利子及び割引料は、障害者給付に係る国県の過年度負担金を実績により精算し、返還するため 59 万 2000 円追加いたしました。

27 ページになります。3 款 1 項 6 目後期高齢者医療費 18 節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療給付費の負担金になりますが、昨年度の療養給付費精算により減額となったため、223 万 4000 円を減額いたしました。

28 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 12 節委託料の児童健全育成事業は、学童保育への委託費用になりますが、支援員への処遇改善を行うため 80 万円追加いたしました。その下、19 節扶助費は、子どもへの医療費助成について、今後の見込みにより不足分 200 万円を追加しております。

2 目児童運営費 18 節負担金補助及び交付金の施設型給付費は、認定こども園に対する給付費用になりますが、公定価格の増額により 431 万 6000 円を追加いたしました。

22 目償還金利子及び割引料は、子ども・子育て支援交付金など子育て事業に関する国県の過年度負担金を精算により返還するため、1774 万 4000 円を追加いたしました。

次は 31 ページをお願いいたします。6 款 1 項 3 目農業振興費 18 節負担金補助及び交付金のながさき型スマート産地確立支援事業補助金は、当初予算においてスマート農業機器購入への助成として計上していましたが、9 月議会において計上いたしました農業資材価格高騰対策緊急支援事業、こちらの方が県の助成率も高く、スマート農業機器へも取り組むことができるようになったため皆減しております。その下の東彼杵町肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金は、農業事業者に対する肥料価格高騰対策支援になりますが、前年度から比較した肥料の増加費用に対して国が 70%、県が 15%の支援を行いますので、町も 15%の上乗せ補助を行います。

次の飼料価格高騰緊急対策事業補助金は、こちらも畜産農家の飼料価格高騰を受け、飼料購入に対し支援を行います。県が飼料 1 t あたり 200 円の支援を行いますので、町も同額を上乗せ補助いたします。節全体では、合計して 250 万 5000 円減額となりました。

4 目土地改良事業費 18 節負担金補助及び交付金は、多面的機能活動への交付金になりますが、実績の見込みから 430 万 7000 円を減額いたしました。

次は、5 目農村環境改善センター費 22 節償還金利子及び割引料の東彼杵町農村環境改善センター使用料還付金になります。こちらは誠に申し訳ありませんが、農村環境改善センターの使用料を一部、過徴収していることを発見いたしました。平成 25 年に料金改定を行っておりますが、誤って運用していたことが原因でございます。誤って徴収しました 12 団体に対し、遡及して返還を行う費用 44 万 2000 円を追加いたしました。

34 ページをお願いいたします。7 款 1 項 2 目商工振興費 18 節負担金補助及び交付金は、地域振興券給付事業の完了により、執行残 138 万円を減額いたしました。

4 目道の駅管理費 14 節工事請負費は、道の駅に掃除用具保管庫を新設するため 62 万 2000 円を追加しております。

36 ページをお願いします。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 14 節工事請負費は、町道宮田線の改良工事費用と、橋梁補修工事は、国庫補助の追加認定もありましたので、後川内橋の補修工事費用も計上し、合わせて 3530 万円を追加いたしました。

次は、39 ページをお願いします。8 款 5 項 2 目公共下水道費 18 節負担金補助及び交付金は、公共下水道事業特別会計の補正予算の財源として 524 万 7000 円を追加いたしました。

40 ページをお願いいたします。8 款 6 項 1 目住宅管理費 10 節需用費は、町営住宅の入退去が例

年より多く、施設修繕費が不足することから 254 万 9000 円を追加いたしました。その下、12 節委託料は、新白井川団地の空き部屋対策として室内リフォームを行うため、設計業務費用として 800 万円を追加しております。

43 ページをお願いいたします。9 款 1 項 1 目日常備消防費 12 節委託料は、広域市町村圏消防事務委託料になりますけれども、令和 4 年度の負担分の確定により、不足分 437 万 1000 円を追加いたしました。

45 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目学校管理費 10 節需用費は、彼杵小学校プール修繕などを計画しており、施設修繕費用を見込みから 158 万 5000 円追加いたしました。

46 ページをお願いします。10 款 3 項 1 目学校管理費 12 節委託料の校舎内部アスベスト調査業務委託です。建物の改修については、法改正によりアスベストに関する調査報告が義務化されたため、校舎内部改修実施設計にあたりアスベスト調査を行う費用 510 万円を追加いたしました。その下、14 節工事請負費は、今年度改修予定としていました中学校トイレ改修工事を次年度実施予定の校舎内部改修工事に含めるため、420 万円を減額しております。

48 ページをお願いいたします。10 款 6 項 2 目体育施設費 14 節工事請負費です。新港グラウンドについては、グラウンドゴルフなどのスポーツ施設としてご利用いただいておりますが、駐車場の不足し増設要望もあっていることから、駐車場の拡張整備費用を追加いたしました。

49 ページになります。10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費 10 節需用費では、消耗品費用を今後の見込から不足分を追加し、また、修繕費用も併せて合計で 54 万 8000 円追加いたしました。

50 ページをお願いいたします。11 款 1 項 3 目農地等災害復旧事業費 14 節工事請負費の令和 4 年発生農地等災害復旧工事は、8 月豪雨で被災した農地 1 か所に対する災害復旧費用 150 万円を追加いたしました。歳出については、以上になります。

次は、10 ページをお願いいたします。2 番歳入になります。12 款 1 項 1 目地方交付税は、今回の補正予算の財源として 6869 万 5000 円を追加いたしました。

12 ページをお願いします。16 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 1 節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は、施設型給付費の国庫負担分を計上しており、222 万 9000 円を追加いたしました。また、3 節社会福祉費負担金では、障害者の方に対する給付費のうち国の負担分を計上しており、合計して 1100 万円を追加しております。上記については、17 款の方でも県負担分を同様に計上しております。

13 ページになります。16 款 2 項 4 目土木費国庫補助金では、歳出で計上しました橋梁補修工事のうち国の負担分として、1210 万円を追加いたしました。

15 ページをお願いいたします。17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金では、多面的機能支払交付金及びながさき型スマート産地確立支援事業補助金を減額いたしましたので、それに併せ県支出金を 1164 万 9000 円減額しております。

17 ページをお願いします。20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金では、持家奨励金などの財源として 700 万円を基金繰入いたしました。同様に、5 目教育文化施設整備基金繰入金、9 目庁舎整備基金繰入金でも、今回の補正予算の財源として、それぞれ 518 万 5000 円と 120 万円を基金繰入しております。

19 ページをお願いいたします。23 款 1 項 1 目農林水産業債は、9 月議会で予算化させていただき

ました県営自然災害防止事業の負担金ですが、起債することとして財源更生を行い、500万円追加いたしました。

2目土木債1節の道路橋梁整備事業債ですが、町道改良事業の財源として1350万円を起債収入としております。その下の4節緊急自然災害防止対策事業債につきましても、9月議会で予算化させていただきました大音琴川の護岸工事になりますが、起債へ財源更生を行い、600万円追加いたしました。

4目教育債では、中学校トイレ改修工事の減額に伴い、教育債収入を310万円減額としておりません。歳入については以上でございます。

戻りまして、5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正になります。この表にあります3事業につきましては、年度内に事業が完了しないため、繰越しをお願いするものになります。

6ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正になります。次年度以降取組予定の、このページにあります5事業につきましては、今年度、契約事務を行いたいことから債務負担行為をお願いするものになります。

7ページになります。第4表地方債補正になります。起債の目的に書かれている4事業につきまして、表のとおり限度額などの補正を行っております。

戻っていただいて、1ページから4ページの第1表、それから8ページ、9ページの事項別明細書、51ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第79号 令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第10 議案第80号 令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第9、議案第79号令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第10、議案第80号令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第79号令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ202万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7416万円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は、償還金202万4000円、歳入は、繰越金202万4000円ござ

います。

次に、議案第 80 号令和 4 年東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1247 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 5967 万 7000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、保険給付費 1161 万円、歳入の主なものは、国庫支出金 534 万 9000 円、支払基金交付金 320 万 5000 円などでございます。それぞれの詳細につきましては、健康ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（氏福達也君）

議案第 79 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明を加えます。

当該補正予算につきましては、令和 2 年度の特別調整交付金の確定による償還金計上によるものです。

6 ページをご覧ください。歳出から説明をいたします。8 款 1 項 4 目、その他償還金で特別調整交付金償還金として 202 万 4000 円を追加計上いたしました。

5 ページをご覧ください。歳入でございますけれども、7 款 1 項 1 目繰越金、償還金の財源といたしまして、前年度繰越金から 202 万 4000 円を計上をいたしております。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。議案第 79 号については、説明は以上です。

続きまして、議案第 80 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明を加えます。

当該補正予算は、介護サービス事業等の増額見込みに対応した保険給付費の追加や給料表の改定による職員給与費等の追加計上を主としたものです。

14 ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。2 款 1 項 3 目地域密着型介護サービス給付費です。認知症対応型共同生活介護のサービス給付費の追加といたしまして、881 万 3000 円を追加計上しております。

以下、7 目の居宅介護福祉用具購入費をはじめといたしまして、15 ページから 17 ページまで、この項目につきましては、各サービス実績から不足が見込まれます給付費不足額を追加計上をいたしております。

18 ページをご覧ください。5 款 1 項 1 目、介護予防事業・日常生活支援事業に従事する会計年度職員の給料表改定分を、報酬、職員手当、役務費について追加計上をしております。

19 ページの 5 款 3 項 1 目、介護予防支援事業についても同様です。

20 ページをご覧ください。7 款 1 項 1 目償還金については、平成 28 年度の財政調整交付金の再確定に伴う返還金が生じることになったため、13 万 2000 円を追加をしております。歳出は以上です。

5 ページをご覧ください。歳入についてご説明いたします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料です。現年度分の特別徴収保険料を 233 万 4000 円減額をしております。これはインセンティブ交付金、保険者機能強化推進交付金などの交付金分が増額することにより、保険料の方を減額をしております。

6 ページをご覧ください。3 款 1 項 1 目、国庫負担金における介護給付費負担金 228 万 2000 円を追加計上しております。これは、歳出介護給付費の追加計上による国庫負担金の増額になります。

以下、2 目介護給付費財政調整交付金をはじめといたしまして、7 ページの 3 款 2 項の国庫補助金、そして 8 ページの 4 款 1 項の支払基金交付金、併せて 9 ページの 5 款 1 項県負担金、そして 10 ページの 5 款 3 項県補助金までは、同じくサービス給付費の追加に伴う各交付金や補助金の追加分を追加計上いたしました。

11 ページをご覧ください。7 款 1 項一般会計繰入金です。1 目の介護給付費繰入金 142 万 5000 円をはじめといたしまして、2 目の地域支援介護予防事業繰入金、3 目の地域支援包括任意事業繰入金まで、歳出の各サービス給付費の追加に伴う一般会計繰入金の追加計上となります。

12 ページをご覧ください。8 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金を 291 万 8000 円計上をしております。

13 ページの 9 款 3 項 1 目第三者納付金につきましては、これは令和 2 年度の交通事故を原因として、介護給付費の一部が令和 4 年度に第三者行為による求償行為と判断されまして、納付金として受け入れております。歳入については以上です。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 79 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 79 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております議案第 80 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 11 議案第 81 号 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 12 議案第 82 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 11、議案第 81 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）、日程第 12、議案第 82 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 81 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）でございます。

収益的支出に 697 万 7000 円を追加し、全体の予算が、支出におきまして 2 億 4966 万 9000 円でございます。提案の理由は、原水及び浄水費 445 万円、人事異動による総係費 242 万 7000 円などを追加するものでございます。

次に、議案第 82 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

収益的収入を 63 万円追加し、全体の予算額が、収入におきまして 2 億 6884 万円、支出が 2 億 5858 万 8000 円でございます。資本的収入に 161 万 7000 円追加、支出に 161 万 8000 円を追加いたしております。全体の予算が、収入におきまして 1 億 1806 万 9000 円、支出が 1 億 8184 万 8000 円でございます。提案の理由は、人事異動による給与、手当等の追加や、工事負担金 461 万 7000 円などを追加するものでございます。それぞれの詳細につきまして水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第 81 号東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足して説明をいたします。

実施計画明細書により内容をご説明いたしますので、13 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出におきまして、収入については補正額はございません。支出につきまして、営業費用の原水及び浄水費におきまして、薬品等の増額分として 45 万円。それから、動力費の電気料につきまして、増額分の 400 万円を追加いたしております。電気料につきましては、電気料の高騰によりまして、今後、今年度不足となる見込みを算出しまして、今回追加をするものでございます。

配水および給水費につきましては、公用車の燃料費を、不足分の 10 万円を追加いたします。総係費につきましては、給与改定並びに人事異動等に係ります職員の給与手当等の不足分としまして、242 万 7000 円を追加をいたすものです。

14 ページと 15 ページに給与費明細書をつけております。また、財務諸表としまして、3 ページからキャッシュフロー計算書。それから、7 ページ、8 ページに損益計算書、9 ページから 12 ページまで予定貸借対照表を添付いたしております。

次に、議案第 82 号東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、内容をご説明いたします。

こちらにも実施計画明細書におきまして説明をいたしますので、17 ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出におきまして、支出の方ですけれども、営業費用の総係費としまして、職員の給与改定、人事異動等によります不足分として 63 万円を計上いたしております。

収入におきましては、その不足分につきまして、他会計負担金ということで一般会計から 63 万円の繰入を計上いたします。

次に、18 ページの資本的収入及び支出についてですけれども、まず支出の方です。建設改良費の建設事業費ということで、管渠等の整備費におきまして 161 万 8000 円を追加をいたします。これにつきましては、舗装復旧並びに管渠整備費用について、町単独事業の持ち出し分の増加によりまして追加をするものでございます。

次に収入につきましては、国庫補助金を 300 万円減額いたしております。これについては社会資本整備総合交付金ということで、下水道事業の計画変更の手続きを今年度いたしております。その事務支援ということで、委託費に係る国庫補助金を国の方に要望いたしておりましたけれども、ハード事業、いわゆる建設改良工事の方への配分に重点がなされた結果、ソフト事業での事務支援等に配分がなされませんでしたので、補助金の 300 万円につきまして減額をいたすものです。

負担金につきましては、その減額する 300 万円と含めまして、工事費の追加分を合わせて 461 万 7000 円を追加計上いたします。一般会計繰入金金の追加ということで計上いたしております。

19 ページ、20 ページに給与費明細書を添付いたしております。また、財務諸表としまして、5 ページからキャッシュフロー計算書、9 ページから損益計算書、11 ページから予定貸借対照表を添付いたしております。説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないですね。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 81 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 81 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 81 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 81 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっています議案第 82 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 13 報告第 18 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年災千綿川災害復旧工事請負契約の変更について)

日程第 14 報告第 19 号 専決処分に関する報告について
(東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更について)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 13、報告第 18 号専決処分に関する報告について（令和 2 年災千綿川災害復旧工事請負契約の変更について）、日程第 14、報告第 19 号専決処分に関する報告について（東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更について）、以上 2 件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 18 号専決処分に関する報告について（令和 2 年災千綿川災害復旧工事請負契約の変更について）ご説明いたします。

1、契約変更の理由 令和 2 年災千綿川災害復旧工事契約額及び工期の変更。2、契約変更の方法 当初、指名競争入札による契約。変更は随意契約でございます。3、変更前契約金額 8799 万 7800 円、4、変更後契約金額 8346 万 1400 円。変更前工期 令和 4 年 10 月 8 日から令和 5 年 1 月 31 日。6、変更後工期 令和 4 年 10 月 8 日から令和 5 年 2 月 28 日。7、契約の相手方 住所 東彼杵郡川棚町百津郷 296 番地 122。会社名 株式会社大東設備、代表取締役 西畑栄一郎。詳細については、建設課長に説明させます。

次に、報告第 19 号専決処分に関する報告（東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更について）ご説明いたします。

1、契約変更の理由 東彼杵中学校校舎外壁改修工事契約額及び工期の変更。2、契約変更の方法 当初、指名競争入札による契約。変更 随意契約。3、変更前契約金額 1 億 564 万 5100 円。4、変更後契約金額 1 億 997 万 300 円。5、変更前工期 令和 4 年 6 月 16 日から令和 4 年 12 月 23 日。6、変更後工期 令和 4 年 6 月 16 日から令和 5 年 1 月 31 日。7、契約の相手方 住所 長崎県大村市富の原 2 丁目 848 番地 1。会社名 株式会社サカモト美装、代表取締役 坂本剛志。詳細につきましては、教育次長に説明させます。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長より報告第 18 号の修正がございます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

令和4年と言いましたけれど、令和3年ですね。令和4年となっていますが、どちらとも令和3年に訂正をお願いいたします。あたまが間違っておりまして、報告第18号です。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

報告第18号について町長の代わり説明をいたします。

本工事につきましては、令和3年10月の臨時議会で契約締結の議決をいただいている工事でございます。

資料としまして配布しております図面の方をご覧ください。

資料の写真上に被災箇所と明記している箇所が災害復旧現場となっております。全5工区、総延長220.7mを施工中でございます。

主な変更の理由としましては、写真の緑線の部分、ちょっと見えにくいかもしれませんが、面を表示しておりますけれども、当初予定しておりました機械工運搬の延長でございまして、最大681mへ運搬を予定しておりました。それで、写真の、今度は赤線部分の区間について、詳細はその右側の図面の方になるんですけれど、その右側の図面の斜線部分ですね。こちらを、133m区間を平均で2mほど拡幅をいたしまして、車両通行を確保することにより、機械工運搬の延長分を削除することになりました。拡幅に伴う切り土工220㎡の増額はあったものの、機械工運搬の減額が大きかったために、請負金額は減額変更となっております。

また、先ほど説明いたしました進入路工事に不測の日数を要しておりまして、本体工事の進捗が遅れたことによりまして、28日間の工期の延長ということになります。説明は以上で終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に、町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

報告第19号につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

本工事につきましては、本年6月の定例会で本契約の締結議会の承認、また、先の第3回臨時会におきまして、契約変更議案の議決を頂いております。

この度の契約変更においては、合計3回目の契約額変更となり、現在施工中でございますが、今回の変更で精算になるものだと考えております。

今回の主な変更理由といたしましては、これまでの2回の契約変更を行ってきた内容と同様に、後半の工事工程における管理棟及び多目的ホール等での改修箇所、数量の増及び追加改修工事等の増工によるものでございます。

内容につきましては、添付しております図面をご参照いただきたいと思います。

まず、1枚目の表の図面になりますけれども、管理棟及び多目的ホール等でのサッシの補修工事として、青色着色部分のビート打替え部分となります。ビート交換部分は、延長1,248.3mを追加しております。

続いて、裏面の図面になりますけれども、管理棟にありますガラスブロック等の破損がひどいため撤去し、コンクリート及び塗装仕上げの補修を行います。その他外壁コンクリートひび割れ改修数

量の増、また、鉄筋腐食の補修の箇所が増及びその付随した浮き部分の樹脂注入補修等の増工となります。主なものは以上になります。

また、併せて工期につきましては、12月23日までだった契約の工期を、令和5年1月31日までに延長しまして、49日間の延長で実施したいと考えております。説明については以上です。よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので。これで報告第18号、報告第19号を終わります。

日程第15 請願第2号 駄地郷町道の整備及びその周辺の樹木伐採請願書

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第15、請願第2号駄地郷町道の整備及びその周辺の樹木伐採請願書を議題とします。

ただいま議題となっております請願第2号については、産業建設文教常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後0時03分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 浦 富男

署名議員 森 敏則